

宮住審答申第 号
平成27年10月 日

宮代町長 榎本和男様

宮代町住居表示整備審議会
会長 岩崎文庫

住居表示の実施区域について（答申）
平成27年7月7日付け宮発第1258号で諮問のあった住居表示の実施区域については、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 住居表示の実施区域について
字道佛の一部（道仏土地区画整理事業地内。別図のとおり）
- 2 会議の概要等について
別紙のとおり

1 会議の概要

本審議会は、第8次の住居表示の実施区域について、平成27年7月7日に町長から諮問を受け、同日のほか、同年8月6日、9月16日と、3回に及ぶ会議を開き、審議を重ねてきました。

昭和62年度実施の第7次住居表示以降、本審議会が設置されていなかったことから、会議では、第8次住居表示の内容に合わせて、住居表示のしくみ及び宮代町のこれまでの住居表示の経緯について、町当局から説明を受けました。

その後、町当局からの実施区域（案）の提示を受け、当該区域（案）に対する質疑等を経て、また、8月27日、28日及び30日に町当局が実施した住居表示説明会での意見等の報告を受け、審議会での議論を進めました。

2 結論

本審議会の会議においては、町当局から提示された住居表示の実施区域（案）に対して肯定意見はあるものの否定的な意見はなく、第8次住居表示の実施区域については、字道佛の一部（宮代町道仏土地区画整理事業地内）のみをその対象区域とするものとします。このことにより、この字道佛の一部以外については、今回の住居表示の対象としないものとします。

上記の理由としては、町当局から提示された以下の区域（案）の理由について異議がないことによるものです。

- 1) 区画整理事業による住環境整備に合わせて分かりやすい住居表示を行う必要があること。
- 2) 町当局が実施した土地区画整理事業周辺地区住民を対象とする意向調査の結果、当該周辺地区を実施すべきとの回答が4割を下回っていること。
- 3) 平成29年度中に実施予定の土地区画整理事業の換地処分のスケジュールに合わせて住居表示を実施する必要があること。

よって、本審議会は、町当局から提示された実施区域（案）が適当であるものと判断して本審議会の結論といたします。

1 会議の概要

本審議会は、第8次の住居表示の実施区域について、平成27年7月7日に町長から諮問を受け、同日のほか、同年8月6日、9月16日と、3回に及ぶ会議を開き、審議を重ねてきました。

昭和62年度実施の第7次住居表示以降、本審議会が設置されていなかったことから、会議では、第8次住居表示の内容に合わせて、住居表示のしくみ及び宮代町のこれまでの住居表示の経緯について、町当局から説明を受けました。

その後、町当局からの実施区域（案）の提示を受け、当該区域（案）に対する質疑等を経て、また、8月27日、28日及び30日に町当局が実施した住居表示説明会での意見等の報告を受け、審議会での議論を進めました。

2 結論

本審議会の会議においては、町当局から提示された住居表示の実施区域（案）に対して肯定意見はあるものの否定的な意見はなく、第8次住居表示の実施区域については、字道佛の一部（宮代町道仏土地区画整理事業地内）のみをその対象区域とするものとします。このことにより、この字道佛の一部以外については、今回の住居表示の対象としないものとします。

上記の理由としては、町当局から提示された区域（案）の理由である、区画整理事業による住環境整備に合わせて分かりやすい住居表示を行う必要があるということ、町当局が実施した土地区画整理事業周辺地区住民を対象とする意向調査の結果、当該周辺地区を実施すべきとの回答が4割を下回っているということ、そして、平成29年度中に実施予定の土地区画整理事業の換地処分のスケジュールに合わせて住居表示を実施する必要があることに異議がないことによるものです。よって、本審議会は、町当局から提示された実施区域（案）が適当であるものと判断して本審議会の結論といたします。